

令和7年度 博物館実習受け入れ要項

秋田県立博物館では、博物館法施行規則にもとづき、将来の学芸員を養成するため博物館実習（実務実習）を実施する。実習生の受け入れは次のとおり行う。

受け入れ対象者	<p>以下、1～3の要件を全て満たす者、または4に該当する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学・短大・大学院において、実習以外の学芸員資格取得に必要な全ての単位を取得済み、または実習開始日までに取得見込の者 2 秋田県に本籍、若しくは住所を有する者、又は秋田県内に所在する大学に在学する者 3 当館が定める全期間において実習が可能な者 4 秋田県立博物館長が特に認めたる者
定員	<p>10名程度 申込者が定員を超える場合は選考とする。 （最終年次・院生の受入を優先する）</p>
受付期間	<p>令和7年4月1日（火）～4月30日（水）</p>
実習期間	<p>令和7年9月3日（水）～5日（金）、9日（火）～11日（木）計6日間</p>
申し込みの方法	<p>実習希望者は受付期間中に秋田県立博物館にメールで連絡し、実習生の受け入れ状況を確認した上で所属大学の担当者を通じて次の1～4の書類を提出し、申し込みを行うものとする。 書類の提出期限は令和7年5月31日とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学長もしくは学部長名による依頼文書（秋田県立博物館 館長宛） ※依頼側の博物館実習担当部署・担当者・連絡先を明記 2 学芸員資格取得に必要な単位の取得状況を確認できる文書 ※所属校所定の様式 3 個人調書 ※所属校所定の様式（履歴書でも可） 4 返信用封筒（110円切手貼付） ※受入通知書返送用
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人調書に虚偽の記載があった場合は受け入れを行わない。実習中の場合は中止する。 2 実習期間中、実習生として不適切な行動（遅刻、早退、欠席ならびに服装等の不備）があった場合、実習を取り消すことがある。 3 実習日程の詳細については別途当館が決定する。 4 実習は無料だが、資料代等の実費を徴収する場合がある。 5 実習中の成績評価及び所見注記等を行わない。 6 実習終了後、実習終了（修了）の認定は行うが、原則として成績評価及び所見注記等を行わない。要請がある場合は簡易な段階評価のみを行う。 7 実習に伴う謝金・金券等は一切不要である。
書類提出先 連絡先・その他	<p>〒010-0124 秋田県秋田市金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館 普及・広報チーム 博物館実習担当 宛 TEL：018-873-4121 FAX：018-873-4123 MAIL: info@akihaku.jp ※不明な点や事前に内諾が必要な場合はメールで問い合わせてください。</p>